

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	41	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他(自動車取得税)</u>		
要望項目名	最新排出ガス規制適合ディーゼル車に係る税率の特例措置の延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 最新排出ガス規制適合ディーゼル車（新車以外）を取得した場合に係る税率の特例措置について、継続生産車等に係る規制開始時期まで、その適用期限を延長する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>&lt;車両総重量 12 t 超のディーゼルトラック・バス等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスト新長期規制適合車<sup>(注1)</sup>かつ重量車燃費基準達成車<sup>(注2)</sup> : 税率から 2.0% 軽減 (但し、平成 21 年 10 月 1 日以降は 1.0% 軽減)</li> </ul> <p>&lt;車両総重量 3.5t 超 12t 以下のディーゼルトラック・バス等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車 : 税率から 2.0% 軽減</li> </ul> <p>&lt;車両総重量 3.5t 以下のディーゼル乗用車&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスト新長期規制適合車 : 税率から 1.0% 軽減 (但し、平成 21 年 10 月 1 日以降は 0.5% 軽減)</li> </ul> <p>〔(注 1) ポスト新長期規制適合車 : 平成 21 年又は平成 22 年自動車排出ガス規制に適合した自動車〕 〔(注 2) 重量車燃費基準達成車 : 省エネ法に基づく重量車の燃費基準を達成した自動車〕</p>		
関係条文	〔地方税法第 119 条、地方税法附則第 12 条の 2 の 2 第 3 項、第 10 項 地方税法施行規則附則第 4 条の 4 第 18 項～第 23 項〕		
要望理由	<p>自動車からの排出ガス（NO<sub>x</sub>・PM）による大気汚染については、近年著しく改善傾向にあるものの、大都市を中心に依然として大気環境基準を達成していないところも存在し、今後とも排出ガス対策を講じる必要がある。また、平成 19 年 8 月に和解が成立した東京大気汚染訴訟において、その和解条項には「ポスト新長期規制適合車の導入促進」などが盛り込まれたところである。具体的には、国は自動車メーカーに対し、規制適合車両の製造・供給を促し、また、自動車を使用する事業者等に対し、規制適合車の使用を促す施策を検討することに努めることとされている。</p> <p>ポスト新長期規制適合車は、平成 21 年 10 月以降に順次導入される世界最高水準の排出ガス規制に適合する自動車であり、NO<sub>x</sub>・PMとも現行の新長期規制適合車に比べ大幅に低減される環境性能に優れたディーゼル車である。しかしながら、このような自動車の開発については、自動車メーカーにとっては、新たな技術開発と膨大な開発コストが必要であり、中古自動車についても車両価格が上昇することが予想される。このため、これらの自動車の普及を強力に推進し更なる大気環境改善を行うには、自動車の取得において負担を軽減する本特例措置により、自動車ユーザーをこれらの自動車へ誘導する必要がある。</p>		
減収見込額	(初年度) - (102)	(平年度) - (284)	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税</li> <li>・環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の時限的減免措置</li> <li>・融資、補助金その他</li> <li>・新車購入補助</li> <li>・低公害車普及促進対策費補助</li> </ul>	

22 要 年度 の 望	・ 国税  ・ 融資、補助金その他 低公害車普及促進対策費補助
過 去 の 要望経緯	・ 平成 20 年度 創設
本要望に 対応する 縮 減 案	